

指定管理者評価シート(令和元年度)

施設名		八幡浜市民スポーツセンター																												
指定管理者	名称	清水商事株式会社																												
	所在地	八幡浜市1460番地																												
指定期間		平成29年4月1日から令和4年3月31日(5年間)																												
評価担当課		生涯学習課																												
施設の概要	所在地:八幡浜市北浜1-5-1 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設(内訳)</th> <th>面積</th> <th>付属設備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下</td> <td>2,075.98m²</td> <td>駐車場、機械室、倉庫等</td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td>3,735.37m²</td> <td>メインアリーナ、トレーニング室、選手控室、更衣室、事務室、会議室</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>2,138.64m²</td> <td>サブアリーナ、観覧席、ランニングコース、倉庫等</td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td>413.78m²</td> <td>機械室</td> </tr> <tr> <td>4階</td> <td>1,211.65m²</td> <td>温水プール(25m 7コース、幼児プール)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,575.42m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			施設(内訳)	面積	付属設備等	地下	2,075.98m ²	駐車場、機械室、倉庫等	1階	3,735.37m ²	メインアリーナ、トレーニング室、選手控室、更衣室、事務室、会議室	2階	2,138.64m ²	サブアリーナ、観覧席、ランニングコース、倉庫等	3階	413.78m ²	機械室	4階	1,211.65m ²	温水プール(25m 7コース、幼児プール)	合計	9,575.42m ²							
施設(内訳)	面積	付属設備等																												
地下	2,075.98m ²	駐車場、機械室、倉庫等																												
1階	3,735.37m ²	メインアリーナ、トレーニング室、選手控室、更衣室、事務室、会議室																												
2階	2,138.64m ²	サブアリーナ、観覧席、ランニングコース、倉庫等																												
3階	413.78m ²	機械室																												
4階	1,211.65m ²	温水プール(25m 7コース、幼児プール)																												
合計	9,575.42m ²																													
1.センターの管理運営に関する業務 2.センターの施設等の維持管理に関する業務 3.センターの利用の許可等に関する業務 4.センターの利用に係る料金の収受及び条例に定めのない料金の決定に関する業務 5.その他、センターの設置目的を達成するために必要な業務																														
施設利用状況 <利用者数>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス内容(使用区分)</th> <th>年間利用者数</th> <th>月平均利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メインアリーナ</td> <td>38,003人</td> <td>3,167人</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ</td> <td>9,342人</td> <td>779人</td> </tr> <tr> <td>卓球</td> <td>7,710人</td> <td>643人</td> </tr> <tr> <td>トレーニング</td> <td>26,525人</td> <td>2,210人</td> </tr> <tr> <td>ランニング</td> <td>3,628人</td> <td>302人</td> </tr> <tr> <td>プール一般利用</td> <td>18,187人</td> <td>1,516人</td> </tr> <tr> <td>水泳教室</td> <td>32,054人</td> <td>2,671人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>135,449人</td> <td>11,287人</td> </tr> </tbody> </table>			サービス内容(使用区分)	年間利用者数	月平均利用者数	メインアリーナ	38,003人	3,167人	サブアリーナ	9,342人	779人	卓球	7,710人	643人	トレーニング	26,525人	2,210人	ランニング	3,628人	302人	プール一般利用	18,187人	1,516人	水泳教室	32,054人	2,671人	合計	135,449人	11,287人	
サービス内容(使用区分)	年間利用者数	月平均利用者数																												
メインアリーナ	38,003人	3,167人																												
サブアリーナ	9,342人	779人																												
卓球	7,710人	643人																												
トレーニング	26,525人	2,210人																												
ランニング	3,628人	302人																												
プール一般利用	18,187人	1,516人																												
水泳教室	32,054人	2,671人																												
合計	135,449人	11,287人																												
収支状況 <指定管理者としての収入・支出(決算)>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入内訳</th> <th>収入金額(円)</th> <th>支出内訳</th> <th>支出金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理料</td> <td>37,893,000</td> <td>人件費</td> <td>51,373,344</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>40,420,810</td> <td>事務費</td> <td>26,420,381</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,077,445</td> <td>委託料</td> <td>6,211,589</td> </tr> <tr> <td>休業補償(工事・コロナ)</td> <td>7,662,814</td> <td>その他</td> <td>313,527</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>88,054,069</td> <td>合計</td> <td>84,318,841</td> </tr> </tbody> </table>			収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)	指定管理料	37,893,000	人件費	51,373,344	使用料	40,420,810	事務費	26,420,381	その他	2,077,445	委託料	6,211,589	休業補償(工事・コロナ)	7,662,814	その他	313,527	合計	88,054,069	合計	84,318,841				
収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)																											
指定管理料	37,893,000	人件費	51,373,344																											
使用料	40,420,810	事務費	26,420,381																											
その他	2,077,445	委託料	6,211,589																											
休業補償(工事・コロナ)	7,662,814	その他	313,527																											
合計	88,054,069	合計	84,318,841																											

指定管理者評価シート(令和元年度)

公表する資料

施設名(八幡浜市民スポーツセンター)

評価項目	判定	評価の内容
事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保し、及びサービスの向上が図られるものであること (第1号)	B	①市民の平等な利用を確保できるような有効な手段が講じられているか。 ②市民の利用促進が図られ、特定の団体等を優遇するおそれがないか。 ③利用者に対するサービス向上策は適切か。 ④利用者からの苦情の処理及び利用者に対する要望の把握並びにこれらに対する実現策は適当か。
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に發揮させるとともにその管理にかかる経費の縮減が図られるものであること (第2号)	B	①施設の利用拡大に向けた方策は適切か。 ②総合的に収支計画が適切で、管理経費の縮減が図られる内容となっているか。 ③収支計画書は、利用料金収入を向上させる内容となっているか。 ④自主事業の計画書の内容は適切か。 ⑤人件費の設定は、職員費に見合った内容で適切か。 ⑥経費削減は、市民サービスの低下を招くことのない方策となっているか。
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有し、又は有することが確実であること (第3号)	B	①施設の現状を正しく認識し、今後の管理のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。 ②法人等の経営状態に問題はないか。 ③施設の管理業務に係る職員体制は十分なものか。 ④その他管理経費の設定に無理はないか。 ⑤施設の管理業務のうち、第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。 ⑥同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして市長等が別に定める基準 (第4号)	B	①個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。 ②衛生管理、火気管理等の安心・安全な施設管理が期待できるか。 ③管理業務に係る地元雇用・市内調達の考え方及び実現性は適切か。 ④地域活動への参加等の地元貢献についての考え方及び実現性は適切か。
総合評価	B	【評価・コメント】 令和元年度は、プール屋根等改修工事や新型コロナウイルスの影響による休止期間があり、施設利用者は減少したものの、工事の事前告知に努め、工事後は広報紙やホームページを通じて、プールエリアの環境が良化した点をPRし、利用促進を行った。また、施設管理者として、利用者からの声を拾い、トレーニング室の利用申込用紙記入が煩わしいとのことから、「利用者カード」の発行サービスを開始したり、1階受付の既設窓枠を利用者目線に合わせた高さに改修を行なうなど、利用者へのサービス向上に努めた。 【総括評価】 少子高齢化、人口減少で利用者維持確保が厳しい中、利用者数確保のため、ホームページを開設するなど、日々努力していると認識している。また、施設の老朽化に伴い、日々の点検、保守管理、修繕対応等、迅速な対応、報告をしていた。会員の休会者抑制のため、事業の見直し、今後の施設運営のための提案等サービス向上に取り組むことで利用者数の維持につなげるなど、適正な管理運営がなされている。

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)